

令和7年4月15日

保護者様

鉾田市立旭東小学校長 秋元 道恵

地震・不審者等緊急事態に伴う対応について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様にはご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。日頃は本校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件について、緊急事態（地震、豪雨、雷、火事、原子力災害、不審者等）が発生したときの対応として、下記のような基本的な対応や基準を設定しています。

つきましては、児童の安全確保のための取組として下記の内容について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 予想される緊急事態

- 地震、豪雨、雷、火事、原子力災害、不審者、その他緊急事態により、児童の生命が危ぶまれ、単独で帰宅することが困難と認められる場合

2 基本的な対応

- 待機場所は学校（校庭または校舎内等）とし、保護者への引き渡しを原則とする。

3 引き渡しのおよその基準

緊急事態	基準	待機場所
地震	震度5強以上	校庭
豪雨・雷等	メール配信による要請	校舎内
火事	メール配信による要請	校庭
原子力災害	メール配信による要請	校舎内
不審者	メール配信による要請	校舎内外（状況に応じて）
その他	教育委員会の指示または、避難命令の発令等	

4 備考

- (1) 停電により家庭電話や携帯電話が使用できない場合もありますので、3の表を参考に臨機応変に対処願います。
- (2) 鉾田市の防災無線等を活用してください。
- (3) 登校前に震度5強以上の地震が発生した場合は、「自宅待機」とします。
- (4) 登校後の台風接近など、学校単独で判断することが困難な場合は、市教育委員会の指示により連絡いたします。